

令和 年 月 日		F01	税務署長殿	
納税地	郵便番号	—		
	フリガナ			
	納税地	F06		
	電話番号	F07	—	
フリガナ		F03		
名称又は屋号		F04		
個人番号又は法人番号		F02		
フリガナ		H06		
代表者氏名又は氏名		H07		

様式ID	NTA1SHA010010120
------	------------------



第一表

令和九年四月一日以後終了課税期間分（一般用）

※税務署処理欄	申告区分		指導等		庁指定		局指定	
	申告年月日	元号	年	月	日			
	通信日付印	F12	(西暦)年	月	日	個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他 ()		K22
相談	区分1	区分2	区分3					

自	元号	年	月	日
	N01			
至	元号	年	月	日
	N02			

課税期間分の消費税及び地方消費税の

申告書	
G28	1:確定、2:中間 3:修正確定、4:修正中間

中間申告の場合の対象期間	自	元号	年	月	日
	N03				
	至	元号	年	月	日
	N04				

この申告書による消費税の税額の計算		
課税標準額	①	G01
消費税額	②	G02
控除過大調整税額	③	G03
控除対象仕入税額	④	G04
返還等対価に係る税額	⑤	G05
貸倒れに係る税額	⑥	G06
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	G07
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧	G08
差引税額 (②+③-⑦)	⑨	G09
中間納付税額	⑩	G10
納付税額 (⑨-⑩)	⑪	G11
中間納付還付税額 (⑩-⑨)	⑫	G12
この申告書が修正申告である場合	既確定税額	⑬ G13
	差引納付税額	⑭ G14
課税売上割合	課税資産の譲渡等の対価の額	⑮ G15
	資産の譲渡等の対価の額	⑯ G16
この申告書による地方消費税の税額の計算		
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰ G17
	差引税額	⑱ G18
還付額	⑲	G19
納税額	⑳	G20
中間納付譲渡割額	㉑	G21
納付譲渡割額 (㉑-㉒)	㉒	G22
中間納付還付譲渡割額 (㉒-㉑)	㉓	G23
この申告書が修正申告である場合	既確定割額	㉔ G24
	差引納付譲渡割額	㉕ G25
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額		㉖ G26

⑪・⑫又は⑬・⑭の記入をお忘れなく。

付記事項	割賦基準の適用	1:適用あり 2:適用なし	G29	
	延払基準等の適用	1:適用あり 2:適用なし	G30	
	工事進行基準の適用	1:適用あり 2:適用なし	G31	
	現金主義会計の適用	1:適用あり 2:適用なし	G32	
参考事項	売上税額の積上げ計算の適用	1:適用あり 2:適用なし	G33	
	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満の法上記以外(個人の方)税額控除に係る経過措置の適用	1:個別対応方式 2:一括比例配分方式 3:全額控除 8:3割特例	G34	
	基準期間の課税売上高	G27	千円	
還付を受けようとする金融機関等	ゆうちょ銀行	(窓口受取)	Z07	郵便局
	金融機関名	Z01		
	金融機関区分	Z02	1:銀行、2:金庫、3:組合、4:農協、5:漁協	
	支店名	Z03		
	本支店区分	Z04	1:本店、2:支店、3:本所、4:支所、5:出張所	
	預金種類	Z05	1:普通、2:当座、3:納税準備、4:通知、5:別段、6:貯蓄、9:その他	
	口座番号	Z06		
	記号番号	Z08	—	
(個人の方) 公金受取口座の利用		G35	1:利用する 2:利用しない	
税理士署名		R01		
電話番号(税理士)		R02	—	
税理士法第30条の書面提出		提出あり:1 提出なし:2		G36
税理士法第33条の2の書面提出		提出あり:1 提出なし:2		G37

㉖=(⑪+⑫)-(⑧+⑬+⑰+⑳)・修正申告の場合㉖=⑭+㉕
㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

※ 3割特例による申告の場合、⑱欄に⑨欄の数字を記載し、⑱欄×22/78から算出された金額を㉑欄に記載してください。

課税標準額等の内訳書

納 税 地	郵便番号	—	
	フリガナ		
	納税地	F06	
	電話番号	F07	—
フリガナ		F03	
名 又 は 屋 号		F04	
フリガナ		H06	
代 表 者 氏 名 又 は 氏 名		H07	

様式ID

NTA0SHA010020120



第二表

令和九年四月一日以後終了課税期間分（一般用）

自	元号	年	月	日
	NO1			
至	元号	年	月	日
	NO2			

課税期間分の消費税及び地方
消費税の

G01

1:確定、2:中間
3:修正確定、4:修正中間

申告書

中間申告
の場合の
対象期間

自	元号	年	月	日
	NO3			
至	元号	年	月	日
	NO4			

課 税 標 準 額	①	G02	000
※申告書（第一表）の①欄へ			

課税資産の 譲渡等の額 の合計	3 % 適用分	②	G03	
	4 % 適用分	③	G04	
	6.3 % 適用分	④	G05	
	0.78 % 適用分	⑤	G25	
	6.24 % 適用分	⑥	G06	
	7.8 % 適用分	⑦	G07	
(②～⑦の合計)		⑧	G08	
特定課税仕入れ に係る支払対価 の額の合計額 (注1)	6.3 % 適用分	⑨	G09	
	7.8 % 適用分	⑩	G10	
	(⑨・⑩の合計)	⑪	G11	

消 費 税 額	⑫	G12		
※申告書（第一表）の②欄へ				
⑫ の 内 訳	3 % 適用分	⑬	G13	
	4 % 適用分	⑭	G14	
	6.3 % 適用分	⑮	G15	
	0.78 % 適用分	⑯	G26	
	6.24 % 適用分	⑰	G16	
	7.8 % 適用分	⑱	G17	

返 還 等 対 価 に 係 る 税 額	⑲	G18		
※申告書（第一表）の⑤欄へ				
⑲ の 内 訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑳	G19	
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 (注1)	㉑	G20	

地 方 消 費 税 の 課 税 標 準 と な る 消 費 税 額	(㉓～㉕の合計)	㉒	G21	
	4 % 適用分	㉓	G22	
	6.3 % 適用分	㉔	G23	
	0.78%、6.24%及び7.8% 適用分	㉕	G24	
(注2)				

(注1) ⑨～⑪及び㉑欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。

(注2) ㉒～㉕欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

令和 年 月 日		F01	税務署長殿	
納税地	郵便番号	—		
	フリガナ			
	納税地	F06		
	電話番号	F07	—	
フリガナ		F03		
名称又は屋号		F04		
個人番号又は法人番号		F02		
フリガナ		H06		
代表者氏名又は氏名		H07		

様式ID	NTA1SHA020010110
------	------------------



※税務署処理欄	申告区分		指導等		庁指定		局指定	
	申告年月日	元号	年	月	日			
	通信日付印	F12	(西暦)年	月	日	個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他 ()		
	相談	区分1	区分2	区分3				
						K22	身元確認	

自	元号	年	月	日
	N01			
至	元号	年	月	日
	N02			

課税期間分の消費税及び地方消費税の

申告書	
G27	← 1:確定、2:中間 3:修正確定、4:修正中間

中間申告の場合の対象期間	自	元号	年	月	日
	N03				
	至	元号	年	月	日
	N04				

この申告書による消費税の税額の計算		
課税標準額	①	G01
消費税額	②	G02
貸倒回収に係る消費税額	③	G03
控除対象仕入税額	④	G04
返還等対価に係る税額	⑤	G05
貸倒れに係る税額	⑥	G06
控除税額小計 (④ + ⑤ + ⑥)	⑦	G07
控除不足還付税額 (⑦ - ② - ③)	⑧	G08
差引税額 (② + ③ - ⑦)	⑨	G09
中間納付税額	⑩	G10
納付税額 (⑨ - ⑩)	⑪	G11
中間納付還付税額 (⑩ - ⑨)	⑫	G12
この申告書が修正申告である場合	既定税額	⑬ G13
	差引納付税額	⑭ G14
この課税期間の課税売上高	⑮	G15
基準期間の課税売上高	⑯	G16
この申告書による地方消費税の税額の計算		
地方消費税の課税標準となる消費税	控除不足還付税額	⑰ G17
	差引税額	⑱ G18
譲渡割額	還付額	⑲ G19
	納税額	⑳ G20
中間納付譲渡割額	㉑	G21
納付譲渡割額 (㉑ - ㉒)	㉒	G22
中間納付還付譲渡割額 (㉒ - ㉑)	㉓	G23
この申告書が修正申告である場合	既定割額	㉔ G24
	差引納付譲渡割額	㉕ G25
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖	G26

⑪・⑫又は⑬・⑭の記入をお忘れなく。

付記事項	割賦基準の適用	1:適用あり 2:適用なし	G28	
	延払基準等の適用	1:適用あり 2:適用なし	G29	
	工事進行基準の適用	1:適用あり 2:適用なし	G30	
	現金主義会計の適用	1:適用あり 2:適用なし	G31	
	売上税額の積上げ計算の適用	1:適用あり 2:適用なし	G32	
	事業区分	課税売上高 (免税売上高を除く)	(千円)	売上割合 (%)
		第1種	G33	C01
		第2種	G34	C02
		第3種	G35	C03
		第4種	G36	C04
第5種		G37	C05	
第6種	G38	C06		
特例計算適用(令57③)	1:適用あり 2:適用なし	G39		
税額控除に係る経過措置の適用 (③割特例)	1:適用あり	G40		
還付を受けようとする金融機関等	金融機関名	Z01		
	金融機関区分	Z02	1:銀行、2:金庫、3:組合、 4:農協、5:漁協	
	支店名	Z03		
	本支店区分	Z04	1:本店、2:支店、3:本所、4:支所、 5:出張所	
	預金種類	Z05	1:普通、2:当座、3:納税準備、 4:通知、5:別段、6:貯蓄、9:その他	
	口座番号	Z06		
	ゆうちょ銀行	(窓口受取)	Z07	郵便局
	記号番号	Z08	—	
(個人の方) 公金受取口座の利用	G41	1:利用する 2:利用しない		
税理士署名	R01			
電話番号 (税理士)	R02	—		
税理士法第30条の書面提出	提出あり:1 提出なし:2	G42		
税理士法第33条の2の書面提出	提出あり:1 提出なし:2	G43		

㉖=(⑪+⑫)-(⑧+⑬+⑰+⑳)・修正申告の場合㉖=⑭+㉕
㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

※ 3割特例による申告の場合、⑱欄に⑨欄の数字を記載し、
⑱欄×22/78から算出された金額を㉑欄に記載してください。

課税標準額等の内訳書

納税地	郵便番号	—	
	フリガナ		
	納税地	F06	
	電話番号	F07	—
フリガナ		F03	
名又は屋号		F04	
フリガナ		H06	
代表者氏名又は氏名		H07	

様式ID

NTA0SHA020020110



簡

第二表

令和九年四月一日以後終了課税期間分（簡易課税用）

自	元号	年	月	日
	NO1			
至	元号	年	月	日
	NO2			

課税期間分の消費税及び地方消費税の申告書

G01

1:確定、2:中間
3:修正確定、4:修正中間中間申告
の場合の
対象期間

自	元号	年	月	日
	NO3			
至	元号	年	月	日
	NO4			

課税標準額	①	G02	000
※申告書（第一表）の①欄へ			

課税資産の譲渡等 の 対価の 合計額	3 % 適用分	②	G03	
	4 % 適用分	③	G04	
	6.3 % 適用分	④	G05	
	0.78 % 適用分	⑤	G25	
	6.24 % 適用分	⑥	G06	
	7.8 % 適用分	⑦	G07	
(②～⑦の合計)		⑧	G08	
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)	6.3 % 適用分	⑨	G09	
	7.8 % 適用分	⑩	G10	
	(⑨・⑩の合計)	⑪	G11	

消費税額	⑫	G12		
※申告書（第一表）の②欄へ				
⑫の内訳	3 % 適用分	⑬	G13	
	4 % 適用分	⑭	G14	
	6.3 % 適用分	⑮	G15	
	0.78 % 適用分	⑯	G26	
	6.24 % 適用分	⑰	G16	
	7.8 % 適用分	⑱	G17	

返還等対価に係る税額	⑲	G18		
※申告書（第一表）の⑤欄へ				
⑲の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑳	G19	
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 (注1)	㉑	G20	

地方消費税の課税標準となる消費税額 (注2)	(㉓～㉕の合計)	㉒	G21	
	4 % 適用分	㉓	G22	
	6.3 % 適用分	㉔	G23	
	0.78%、6.24%及び7.8% 適用分	㉕	G24	

(注1) ⑨～⑪及び㉑欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。

(注2) ㉒～㉕欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一 般



〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

課税期間		元号	年	月	日	元号	年	月	日	氏名又は名称	F04	
N01						～		N02				
区 分		旧 税 率 分 小 計		税率0.78%適用分		税率6.24%適用分		税率7.8%適用分		合 計 F		
		X		Y		D		E		(X+Y+D+E)		
課 税 標 準 額 ①		(付表1-2の①X欄の金額) 円		(付表1-2の①X欄の金額) 円		(付表1-2の①X欄の金額) 円		(付表1-2の①X欄の金額) 円		※第二表の①欄へ 円		
G01		000		G68 000		G19 000		G30 000		G48 000		
① 課税資産の譲渡等の対価の額	①	(付表1-2の①-1X欄の金額)		※第二表の⑤欄へ		※第二表の⑥欄へ		※第二表の⑦欄へ		※第二表の⑧欄へ		
	G02			G69		G20		G31		G49		
	特定課税仕入れに係る支払対価の額	①	(付表1-2の①-2X欄の金額)		※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の⑩欄へ		※第二表の⑩欄へ		※第二表の⑩欄へ	
		G03							G32		G50	
消 費 税 額 ②		(付表1-2の②X欄の金額)		※第二表の⑯欄へ		※第二表の⑰欄へ		※第二表の⑱欄へ		※第二表の⑱欄へ		
G04				G70		G21		G33		G51		
控 除 過 大 調 整 税 額 ③		(付表1-2の③X欄の金額)		(付表2-1の②・③Y欄の合計金額)		(付表2-1の②・③D欄の合計金額)		(付表2-1の②・③E欄の合計金額)		※第一表の③欄へ		
G05				G71		G22		G34		G52		
控 除 税 額 ④ 控除対象仕入税額 返還等対価に係る税額 売上げの返還等対価に係る税額 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 貸倒れに係る税額 控除税額小計 (④+⑤+⑥)	④	(付表1-2の④X欄の金額)		(付表2-1の④Y欄の金額)		(付表2-1の④D欄の金額)		(付表2-1の④E欄の金額)		※第一表の④欄へ		
	G06			G72		G23		G35		G53		
	⑤	(付表1-2の⑤X欄の金額)								※第二表の⑲欄へ		
	G07			G73		G24		G36		G54		
	⑤	(付表1-2の⑤-1X欄の金額)								※第二表の⑳欄へ		
	G08			G74		G25		G37		G55		
	⑤	(付表1-2の⑤-2X欄の金額)		※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。						※第二表の㉑欄へ		
G09							G38		G56			
⑥	(付表1-2の⑥X欄の金額)								※第一表の⑥欄へ			
G10			G75		G26		G39		G57			
⑦	(付表1-2の⑦X欄の金額)								※第一表の⑦欄へ			
G11			G76		G27		G40		G58			
控 除 不 足 還 付 税 額 (⑦-②-③) ⑧		(付表1-2の⑧X欄の金額)		※⑪E欄へ		※⑪E欄へ		※⑪E欄へ		G59		
G12				G77		G28		G41				
差 引 税 額 (②+③-⑦) ⑨		(付表1-2の⑨X欄の金額)		※⑫E欄へ		※⑫E欄へ		※⑫E欄へ		G60		
G13				G78		G29		G42				
合 計 差 引 税 額 (⑨-⑧) ⑩										※マイナスの場合は第一表の⑬欄へ ※プラスの場合は第一表の⑬欄へ		
G61												
地 方 消 費 税 控 除 不 足 還 付 税 額 ⑪	(付表1-2の⑪X欄の金額)							(⑪Y欄と⑬D欄と⑬E欄の合計金額)		G62		
	G14							G43				
差 引 税 額 ⑫	(付表1-2の⑫X欄の金額)							(⑫Y欄と⑬D欄と⑬E欄の合計金額)		G63		
	G15							G44				
合 計 差 引 地 方 消 費 税 控 除 不 足 還 付 税 額 (⑫-⑪) ⑬		(付表1-2の⑬X欄の金額)						※第二表の㉒欄へ		※マイナスの場合は第一表の⑭欄へ ※プラスの場合は第一表の⑭欄へ ※第二表の㉒欄へ		
G16								G45		G64		
譲 渡 還 付 額 ⑭	(付表1-2の⑭X欄の金額)							(⑭E欄×22/78)		G65		
	G17							G46				
割 納 税 額 ⑮	(付表1-2の⑮X欄の金額)							(⑮E欄×22/78)		G66		
	G18							G47				
合 計 差 引 譲 渡 割 額 (⑮-⑭) ⑯										※マイナスの場合は第一表の⑮欄へ ※プラスの場合は第一表の⑮欄へ		
G67												

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。

(R9.4.1以後終了課税期間用)

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般



課税期間		元号	年	月	日	～	元号	年	月	日	氏名又は名称	F04						
区 分		税率3%適用分 A				税率4%適用分 B				税率6.3%適用分 C		旧税率分小計 X (A+B+C)						
課税標準額		円				円				円		※付表1-1の①X欄へ 円						
①		G01	000				G12	000				G28	000		G46	000		
① 課税資産の譲渡等の対価の額 の内訳	①	※第二表の②欄へ				※第二表の③欄へ				※第二表の④欄へ				※付表1-1の①-1X欄へ				
	G02					G13					G29					G47		
	①-2	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。				※第二表の⑨欄へ				※付表1-1の①-2X欄へ								
特定課税仕入れに係る支払対価の額	①-2									G30					G48			
消費税額	②	※第二表の⑬欄へ				※第二表の⑭欄へ				※第二表の⑮欄へ				※付表1-1の②X欄へ				
G03					G14					G31					G49			
控除過大調整税額	③	(付表2-2の㉔・㉕A欄の合計金額)				(付表2-2の㉔・㉕B欄の合計金額)				(付表2-2の㉔・㉕C欄の合計金額)				※付表1-1の③X欄へ				
G04					G15					G32					G50			
控除対象仕入税額	④	(付表2-2の㉕A欄の金額)				(付表2-2の㉕B欄の金額)				(付表2-2の㉕C欄の金額)				※付表1-1の④X欄へ				
G05					G16					G33					G51			
返還等対価に係る税額	⑤	G06				G17				G34				※付表1-1の⑤X欄へ				
G07					G18					G35					G52			
売上げの返還等対価に係る税額	⑤-1	G07				G18				G35				※付表1-1の⑤-1X欄へ				
G08					G19					G36					G53			
特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤-2	※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。				G36								G54				
G09					G20					G37					G55			
貸倒れに係る税額	⑥	G08				G19				G37				※付表1-1の⑥X欄へ				
G10					G21					G38					G56			
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	G09				G20				G38				※付表1-1の⑦X欄へ				
G11					G22					G39					G57			
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧	G10				※⑩B欄へ				※⑩C欄へ				※付表1-1の⑧X欄へ				
G12					G23					G40					G58			
差引税額 (②+③-⑦)	⑨	G11				※⑪B欄へ				※⑪C欄へ				※付表1-1の⑨X欄へ				
G13					G24					G41					G59			
合計差引税額 (⑨-⑧)	⑩																	
地方消費税の課税標準額	⑪					(⑧B欄の金額)				(⑧C欄の金額)				※付表1-1の⑩X欄へ				
G14					G25					G42					G60			
差引税額	⑫					(⑨B欄の金額)				(⑨C欄の金額)				※付表1-1の⑪X欄へ				
G15					G26					G43					G61			
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪)	⑬					※第二表の㉖欄へ				※第二表の㉗欄へ				※付表1-1の⑬X欄へ				
G16					G27					G44					G62			
譲渡還付額	⑭					(⑩B欄×25/100)				(⑩C欄×17/63)				※付表1-1の⑭X欄へ				
G17					G28					G45					G63			
割納税額	⑮					(⑪B欄×25/100)				(⑪C欄×17/63)				※付表1-1の⑮X欄へ				
G18					G29													
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)	⑯																	

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表1-1を作成する。

(R9.4.1以後終了課税期間用)



付表1ー3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一 般

課税期間	元号	年	月	日	～	元号	年	月	日	氏名又は名称	F04										
区	分	税率 0.78 % 適用分 Y				税率 6.24 % 適用分 A				税率 7.8 % 適用分 B				合 計 C (Y+A+B)							
課 税 標 準 額	①	円				円				円				※第二表の①欄へ 円							
		G38	000				G01	000				G10	000				G21	000			
① 課税資産の譲渡等の対価の額	①	※第二表の⑤欄へ				※第二表の⑥欄へ				※第二表の⑦欄へ				※第二表の⑧欄へ							
	1	G39					G02					G11					G22				
② 特定課税仕入れに係る支払対価の額	②	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。								※第二表の⑩欄へ				※第二表の⑪欄へ							
	2									G12				G23							
消 費 税 額	②	※第二表の⑫欄へ				※第二表の⑬欄へ				※第二表の⑭欄へ				※第二表の⑮欄へ							
		G40					G03					G13					G24				
控 除 過 大 調 整 税 額	③	(付表2-3の⑫・⑬Y欄の合計金額)				(付表2-3の⑫・⑬A欄の合計金額)				(付表2-3の⑫・⑬B欄の合計金額)				※第一表の⑯欄へ							
		G41					G04					G14					G25				
控 除 対 象 仕 入 税 額	④	(付表2-3の⑭Y欄の金額)				(付表2-3の⑭A欄の金額)				(付表2-3の⑭B欄の金額)				※第一表の⑰欄へ							
		G42					G05					G15					G26				
返 還 等 対 価 に 係 る 税 額	⑤	G43				G06				G16				※第二表の⑱欄へ G27							
⑤ 売上げの返還等対価に係る税額	⑤	G44				G07				G17				※第二表の⑲欄へ G28							
⑤ 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤	※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。								G18				※第二表の⑳欄へ G29							
貸倒れに係る税額	⑥	G45				G08				G19				※第一表の㉑欄へ G30							
控 除 税 額 小 計 (④+⑤+⑥)	⑦	G46				G09				G20				※第一表の㉒欄へ G31							
控 除 不 足 還 付 税 額 (⑦-②-③)	⑧													※第一表の㉓欄へ G32							
差 引 税 額 (②+③-⑦)	⑨													※第一表の㉔欄へ G33 00							
地 方 消 費 税 の 課 税 標 準 額	⑩													※第一表の㉕欄へ ※マイナス「-」を付して第二表の㉖及び㉗欄へ G34							
差 引 税 額 (⑨)	⑪													※第一表の㉘欄へ ※第二表の㉖及び㉗欄へ G35 00							
還 付 額	⑫													(⑩C欄×22/78) ※第一表の㉙欄へ G36							
納 税 額	⑬													(⑪C欄×22/78) ※第一表の㉚欄へ G37 00							

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

(R9.4.1以後終了課税期間用)

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般



課税期間	元号	年	月	日	元号	年	月	日	氏名又は名称	F04				
N01				～	N02									
項 目										旧税率分小計 X	税率0.78%適用分 Y	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計F (X+Y+D+E)
										(付表2-2の①X欄の金額) 円	(付表2-2の②X欄の金額) 円	(付表2-2の③X欄の金額) 円	(付表2-2の④X欄の金額) 円	(付表2-2の⑤X欄の金額) 円
課 税 売 上 額 (税 抜 き)	①	G01		G89		G22		G41		G62				
免 税 売 上 額	②									G63				
非 課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 額 、 海 外 支 店 等 へ 移 送 し た 資 産 の 価 額	③									G64				
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (① + ② + ③)	④									G65		※第一表の①欄へ ※付表2-2の④X欄へ		
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (④ の 金 額)	⑤									G66				
非 課 税 売 上 額	⑥									G67				
資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (⑤ + ⑥)	⑦									G68		※第一表の①欄へ ※付表2-2の④X欄へ		
課 税 売 上 割 合 (④ / ⑦)	⑧									C01		※付表2-2の⑤X欄へ % ※端数 切捨て		
課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 (税 込 み)	⑨	G02		G90		G23		G42		G69				
課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額	⑩	G03		G91		G24		G43		G70				
適 格 請 求 書 発 行 事 業 者 以 外 の 者 か ら 行 っ た 課 税 仕 入 れ に 係 る 経 過 措 置 の 適 用 を 受 け る 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 (税 込 み)	⑪	G04		G92		G25		G44		G71				
適 格 請 求 書 発 行 事 業 者 以 外 の 者 か ら 行 っ た 課 税 仕 入 れ に 係 る 経 過 措 置 に よ り 課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額 と み な さ れ る 額	⑫	G05		G93		G26		G45		G72				
特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額	⑬	G06		G94		G27		G46		G73		※⑬及び⑭欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		
特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額	⑭	G07		G95		G28		G47		G74		(⑬E欄×7.8/100)		
課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額	⑮	G08		G96		G29		G48		G75				
納 税 義 務 の 免 除 を 受 け ない (受 け る) こ と と な っ た 場 合 に お け る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額	⑯	G09		G97		G30		G49		G76				
課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 の 合 計 額 (⑩ + ⑫ + ⑭ + ⑮ ± ⑯)	⑰	G10		G98		G31		G50		G77				
課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下 、 か つ 、 課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 (⑰ の 金 額)	⑱	G11		G99		G32		G51		G78				
課 5 課 95 税 億 税 % 売 未 上 売 超 割 の 高 又 合 が は 合 控 除 調 税 額 整	個 別 対 応 方 式	G12		G100		G33		G52		G79				
⑰のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑲	G13		G101		G34		G53		G80				
⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに 共 通 し て 要 す る も の	⑳	G14		G102		G35		G54		G81				
個 別 対 応 方 式 に よ り 控 除 す る 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 〔 ⑲ + (⑳ × ④ / ⑦) 〕	㉑	G15		G103		G36		G55		G82				
一 括 比 例 配 分 方 式 に よ り 控 除 す る 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 (⑰ × ④ / ⑦)	㉒	G16		G104		G37		G56		G83				
課 税 売 上 割 合 変 動 時 の 調 整 対 象 固 定 資 産 に 係 る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額	㉓	G17		G105		G38		G57		G84				
調 整 対 象 固 定 資 産 を 課 税 業 務 用 (非 課 税 業 務 用) に 転 用 し た 場 合 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額	㉔	G18		G106		G39		G58		G85				
居 住 用 賃 貸 建 物 を 課 税 賃 貸 用 に 供 し た (譲 渡 し た) 場 合 の 加 算 額	㉕	G19		G107		G40		G59		G86				
控 除 対 象 仕 入 税 額 〔 (⑬ 、 ⑲) 又 は ⑳ の 金 額) ± ㉖ ± ㉔ + ㉕ 〕 が プ ラ ス の 時	㉖	G20		G108		G41		G60		G87				
控 除 過 大 調 整 税 額 〔 (⑬ 、 ⑲) 又 は ⑳ の 金 額) ± ㉖ ± ㉔ + ㉕ 〕 が マ イ ナ ス の 時	㉗	G21		G109		G42		G61		G88				
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額	㉘	G22		G110		G43		G62		G89				

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表2-2を作成してから当該付表を作成する。
3 ⑨、⑪及び⑬欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。
4 ⑪及び⑬欄の経過措置とは、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第52条又は第53条の適用がある場合をいう。



付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課税 期間	元号	年	月	日	～	N02	元号	年	月	日	氏名又は 名称	F04						
	N01																	
項 目											税率 0.78 % 適用分 Y		税率 6.24 % 適用分 A		税率 7.8 % 適用分 B		合 計 (Y+A+B) C	
											円		円		円		円	
課 税 売 上 額 (税 抜 き) ①											G68		G01		G20		G41	
免 税 売 上 額 ②																	G42	
非 課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 額 、 海 外 支 店 等 へ 移 送 し た 資 産 の 価 額 ③																	G43	
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③) ④																	※第一表の⑥欄へ	
																	G44	
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額) ⑤																	G45	
非 課 税 売 上 額 ⑥																	G46	
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥) ⑦																	※第一表の⑥欄へ	
																	G47	
課 税 売 上 割 合 (④ / ⑦) ⑧																	C01	% ※端数 切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) ⑨											G69		G02		G21		G48	
課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額 ⑩											G70		G03		G22		G49	
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る 経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) ⑪											G71		G04		G23		G50	
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る 経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額 ⑫											G72		G05		G24		G51	
特定課税仕入れに係る支払対価の額 ⑬															G25		G52	
特定課税仕入れに係る消費税額 ⑭															(⑬B欄×7.8/100)		G53	
											G26						G54	
課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額 ⑮											G73		G06		G27		G54	
納 税 義 務 の 免 除 を 受 け な い (受 け る) こ と と な っ た 場 合 に お け る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額 ⑯											G74		G07		G28		G55	
課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 の 合 計 額 (⑩+⑫+⑭+⑮+⑯) ⑰											G75		G08		G29		G56	
課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下 、 か つ 、 課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 (⑰の金額) ⑱											G76		G09		G30		G57	
課 5 課 95 税 億 % 売 売 未 円 上 満 上 超 割 の 高 又 合 場 が は 合	個 別 対 応 方 式	⑰のうち、課税売上げにのみ要するもの ⑲	G77		G10		G31		G58									
		⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに 共 通 し て 要 す る も の ⑳	G78		G11		G32		G59									
		個別対応方式により控除する 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 ㉑	G79		G12		G33		G60									
		一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等 の 税 額 (⑰×④／⑦) ㉒		G80		G13		G34		G61								
控 除 調 整 額	課 税 上 割 合 変 動 時 の 調 整 対 象 固 定 資 産 に 係 る 消 費 税 額 の 調 整 (加算又は減算)額	㉓	G81		G14		G35		G62									
		㉔	G82		G15		G36		G63									
		㉕	G83		G16		G37		G64									
差 引	控 除 対 象 仕 入 税 額 [(⑱、㉑又は㉒の金額)±㉓±㉔+㉕]がプラスの時 控 除 過 大 調 整 税 額 [(⑱、㉑又は㉒の金額)±㉓±㉔+㉕]がマイナスの時	※付表1-3の④Y欄へ		※付表1-3の④A欄へ		※付表1-3の④B欄へ		G65										
		G84		G17		G38		G66										
		※付表1-3の③Y欄へ		※付表1-3の③A欄へ		※付表1-3の③B欄へ												
		G85		G18		G39												
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額 ㉖		※付表1-3の③Y欄へ		※付表1-3の③A欄へ		※付表1-3の③B欄へ		G67										
		G86		G19		G40												

注 意

1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 ⑨、⑪及び⑬欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。

3 ⑪及び⑬欄の経過措置とは、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第52条又は第53条の適用がある場合をいう。

(R9.4.1以後終了課税期間用)



簡 易

〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

課税 期間		元号	年	月	日	元号	年	月	日	氏名又は 名称	F04				
N01															
N02															
区 分		旧 税 率 分 小 計 X		税率0.78%適用分 Y		税率6.24%適用分 D		税率7.8%適用分 E		合 計 F (X+Y+D+E)					
		(付表4-2の①X欄の金額) 円		(付表4-2の②Y欄の金額) 円		(付表4-2の③D欄の金額) 円		(付表4-2の④E欄の金額) 円		※第二表の①欄へ					
課 税 標 準 額 ①		G01	000	G58	000	G16	000	G26	000	G41	000				
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 ① 1		(付表4-2の①-1X欄の金額)		※第二表の⑤欄へ		※第二表の⑥欄へ		※第二表の⑦欄へ		※第二表の⑧欄へ					
G02				G59		G17		G27		G42					
消 費 税 額 ②		(付表4-2の②X欄の金額)		※第二表の⑩欄へ		※付表5-1の①D欄へ ※第二表の⑪欄へ		※付表5-1の①E欄へ ※第二表の⑫欄へ		※第二表の⑬欄へ					
G03				G60		G18		G28		G43					
貸倒回収に係る消費税額 ③		(付表4-2の③X欄の金額)		G61		※付表5-1の②D欄へ		※付表5-1の②E欄へ		※第一表の③欄へ					
G04						G19		G29		G44					
控 除 対 象 仕 入 税 額 ④		(付表4-2の④X欄の金額)		(②Y+③Y-⑤Yの金額)		(付表5-1の⑤D欄又は⑥D欄の金額)		(付表5-1の⑤E欄又は⑥E欄の金額)		※第一表の④欄へ					
G05				G62		G20		G30		G45					
返 還 等 対 価 に 係 る 税 額 ⑤		(付表4-2の⑤X欄の金額)		G63		※付表5-1の③D欄へ		※付表5-1の③E欄へ		※第二表の⑭欄へ					
G06						G21		G31		G46					
貸倒れに係る税額 ⑥		(付表4-2の⑥X欄の金額)		G64		G22		G32		G47		※第一表の⑥欄へ			
G07										G48					
控 除 税 額 小 計 (④+⑤+⑥) ⑦		(付表4-2の⑦X欄の金額)		G65		G23		G33		G48		※第一表の⑦欄へ			
G08						G24		G34		G49					
控 除 不 足 還 付 税 額 (⑦-②-③) ⑧		(付表4-2の⑧X欄の金額)		※⑪E欄へ		※⑪E欄へ		※⑪E欄へ		G49					
G09				G66						G50					
差 引 税 額 (②+③-⑦) ⑨		(付表4-2の⑨X欄の金額)		※⑫E欄へ		※⑫E欄へ		※⑫E欄へ		G50					
G10				G67											
合 計 差 引 税 額 (⑨-⑧) ⑩										※マイナスの場合は第一表の⑧欄へ ※プラスの場合は第一表の⑨欄へ		G51			
地 方 消 費 税 の 課 税 標 準 額		(付表4-2の⑩X欄の金額)						(⑧Y欄と⑧D欄と⑧E欄の合計金額)		G52					
G11								G36							
差 引 税 額 ⑫		(付表4-2の⑫X欄の金額)						(⑨Y欄と⑨D欄と⑨E欄の合計金額)		G53					
G12								G37							
合 計 差 引 地 方 消 費 税 の 課 税 標 準 と な る 消 費 税 額 (⑫-⑪) ⑬		(付表4-2の⑬X欄の金額)						※第二表の⑮欄へ		※マイナスの場合は第一表の⑩欄へ ※プラスの場合は第一表の⑪欄へ ※第二表の⑯欄へ		G54			
G13								G38							
譲 渡 還 付 額 ⑭		(付表4-2の⑭X欄の金額)						(⑪E欄×22/78)		G55					
G14								G39							
割 納 税 額 ⑮		(付表4-2の⑮X欄の金額)						(⑫E欄×22/78)		G56					
G15								G40							
合 計 差 引 譲 渡 割 額 (⑮-⑭) ⑯										※マイナスの場合は第一表の⑫欄へ ※プラスの場合は第一表の⑬欄へ		G57			

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表4-2を作成してから当該付表を作成する。

様式ID

NTA0SHB045010040

付表4-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

簡易



課税 期間		元号	年	月	日		元号	年	月	日	氏名又は 名称	F04				
	N01					～	N02									
区	分	税率3%適用分 A				税率4%適用分 B				税率6.3%適用分 C				旧税率分小計 X (A+B+C)		
課税標準額	①	円				円				円				※付表4-1の①X欄へ 円		
		G01	000			G11	000			G26	000			G41	000	
課税資産の譲渡等の対価の額	① 1	※第二表の②欄へ				※第二表の③欄へ				※第二表の④欄へ				※付表4-1の①-X欄へ		
		G02				G12				G27				G42		
消費税額	②	※付表5-2の①A欄へ ※第二表の⑬欄へ				※付表5-2の①B欄へ ※第二表の⑭欄へ				※付表5-2の①C欄へ ※第二表の⑮欄へ				※付表4-1の②X欄へ		
		G03				G13				G28				G43		
貸倒回収に係る消費税額	③	※付表5-2の②A欄へ				※付表5-2の②B欄へ				※付表5-2の②C欄へ				※付表4-1の③X欄へ		
		G04				G14				G29				G44		
控除対象仕入税額	④	(付表5-2の⑤A欄又は⑥A欄の金額)				(付表5-2の⑤B欄又は⑥B欄の金額)				(付表5-2の⑤C欄又は⑥C欄の金額)				※付表4-1の④X欄へ		
		G05				G15				G30				G45		
返還等対価に係る税額	⑤	※付表5-2の③A欄へ				※付表5-2の③B欄へ				※付表5-2の③C欄へ				※付表4-1の⑤X欄へ		
		G06				G16				G31				G46		
貸倒れに係る税額	⑥	G07				G17				G32				G47		
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	G08				G18				G33				※付表4-1の⑦X欄へ G48		
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧	G09				※⑩B欄へ G19				※⑩C欄へ G34				※付表4-1の⑧X欄へ G49		
差引税額 (②+③-⑦)	⑨	G10				※⑪B欄へ G20				※⑪C欄へ G35				※付表4-1の⑨X欄へ G50		
合計差引税額 (⑨-⑧)	⑩															
地方と消費 税の消費 税税額	控除不足還付税額					(⑧B欄の金額) G21				(⑧C欄の金額) G36				※付表4-1の⑩X欄へ G51		
	差引税額					(⑨B欄の金額) G22				(⑨C欄の金額) G37				※付表4-1の⑪X欄へ G52		
合計差引地方消費税の 課税標準となる消費税額 (⑩-⑪)	⑬					※第二表の⑲欄へ G23				※第二表の⑳欄へ G38				※付表4-1の⑬X欄へ G53		
譲渡 還付額	⑭					(⑩B欄×25/100) G24				(⑩C欄×17/63) G39				※付表4-1の⑭X欄へ G54		
割 納税額	⑮					(⑪B欄×25/100) G25				(⑪C欄×17/63) G40				※付表4-1の⑮X欄へ G55		
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)	⑯															

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表4-1を作成する。

(R9.4.1以後終了課税期間用)

付表4-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

簡 易



課税期間		元号	年	月	日	元号	年	月	日	氏名又は 名称	F04				
		N01				～	N02								
区 分		税率 0.78 % 適用分 Y				税率 6.24 % 適用分 A				税率 7.8 % 適用分 B				合 計 C (Y+A+B)	
		円				円				円				※第二表の①欄へ 円	
課 税 標 準 額 ①		G31	000			G01	000			G09	000			G17	000
課 税 資 産 の 譲 渡 等 額 の 対 価 の 額 ① 1		※第二表の⑤欄へ				※第二表の⑥欄へ				※第二表の⑦欄へ				※第二表の⑧欄へ	
		G32				G02				G10				G18	
消 費 税 額 ②		※第二表の⑩欄へ				※付表5-3の①A欄へ ※第二表の⑪欄へ				※付表5-3の①B欄へ ※第二表の⑫欄へ				※第二表の⑬欄へ	
		G33				G03				G11				G19	
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額 ③		※第二表の⑭欄へ				※付表5-3の②A欄へ				※付表5-3の②B欄へ				※第一表の③欄へ	
		G34				G04				G12				G20	
控 除 税 額	控 除 対 象 仕 入 税 額 ④	(②Y+③Y-⑤Yの金額)				(付表5-3の⑤A欄又は⑦A欄の金額)				(付表5-3の⑤B欄又は⑦B欄の金額)				※第一表の④欄へ	
		G35				G05				G13				G21	
	返 還 等 対 価 税 額 ⑤	※付表5-3の③A欄へ				※付表5-3の③B欄へ				※第二表の⑮欄へ					
		G36				G06				G14				G22	
税 額	貸 倒 れ に 係 る 税 額 ⑥	※第一表の⑥欄へ				※第一表の⑥欄へ				※第一表の⑥欄へ				※第一表の⑦欄へ	
		G37				G07				G15				G23	
控 除 税 額 小 計 (④+⑤+⑥)	⑦	※第一表の⑦欄へ				※第一表の⑦欄へ				※第一表の⑦欄へ				※第一表の⑦欄へ	
		G38				G08				G16				G24	
控 除 不 足 還 付 税 額 (⑦-②-③) ⑧														※第一表の⑧欄へ	
														G25	
差 引 税 額 (②+③-⑦) ⑨														※第一表の⑨欄へ	
														G26	
地 方 消 費 税 の 課 税 標 準 額	控 除 不 足 還 付 税 額 (⑧) ⑩													※第一表の⑩欄へ ※マイナス「-」を付して第二表の⑳及び㉑欄へ	
														G27	
還 付 額	差 引 税 額 (⑨) ⑪													※第一表の⑪欄へ ※第二表の㉒及び㉓欄へ	
														G28	
割 納 税 額	還 付 額 ⑫													(⑩C欄×22/78) ※第一表の⑫欄へ	
														G29	
納 税 額 ⑬														(⑪C欄×22/78) ※第一表の⑬欄へ	
														G30	

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

付表5-1 控除対象仕入税額等の計算表

〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

簡易



課税期間	元号	年	月	日	元号	年	月	日	氏名又は名称	F04
N01					~	N02				

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

項目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
課税標準額に 対する消費税額 ①	(付表5-2の①X欄の金額) 円 G01	(付表4-1の②D欄の金額) 円 G05	(付表4-1の②E欄の金額) 円 G09	円 G13
貸倒回収税に 係る消費税額 ②	(付表5-2の②X欄の金額) G02	(付表4-1の③D欄の金額) G06	(付表4-1の③E欄の金額) G10	円 G14
売上対価の返還等 に係る消費税額 ③	(付表5-2の③X欄の金額) G03	(付表4-1の④D欄の金額) G07	(付表4-1の④E欄の金額) G11	円 G15
控除対象仕入税額の計算 の基礎となる消費税額 (①+②-③) ④	(付表5-2の④X欄の金額) G04	G08	G12	円 G16

II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

項目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
④ × みなし 仕入率 G17	1:90%、2:80% ← 3:70%、4:60% 5:50%、6:40% ⑤	※付表4-1の④D欄へ G19	※付表4-1の④E欄へ G20	円 G21

III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

項目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
事業区分別の合計額 ⑥	(付表5-2の⑥X欄の金額) 円 G22	円 G29	円 G36	円 G43
第 一 種 事 業 (卸売業) ⑦	(付表5-2の⑦X欄の金額) G23	G30	G37	※第一表「事業区分」欄へ % G44
第 二 種 事 業 (小売業等) ⑧	(付表5-2の⑧X欄の金額) G24	G31	G38	※ " G45
第 三 種 事 業 (製造業等) ⑨	(付表5-2の⑨X欄の金額) G25	G32	G39	※ " G46
第 四 種 事 業 (その他) ⑩	(付表5-2の⑩X欄の金額) G26	G33	G40	※ " G47
第 五 種 事 業 (サービス業等) ⑪	(付表5-2の⑪X欄の金額) G27	G34	G41	※ " G48
第 六 種 事 業 (不動産業) ⑫	(付表5-2の⑫X欄の金額) G28	G35	G42	※ " G49

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
事業区分別の合計額 ⑬	(付表5-2の⑬X欄の金額) 円 G50	円 G57	円 G64	円 G71
第 一 種 事 業 (卸売業) ⑭	(付表5-2の⑭X欄の金額) G51	G58	G65	G72
第 二 種 事 業 (小売業等) ⑮	(付表5-2の⑮X欄の金額) G52	G59	G66	G73
第 三 種 事 業 (製造業等) ⑯	(付表5-2の⑯X欄の金額) G53	G60	G67	G74
第 四 種 事 業 (その他) ⑰	(付表5-2の⑰X欄の金額) G54	G61	G68	G75
第 五 種 事 業 (サービス業等) ⑱	(付表5-2の⑱X欄の金額) G55	G62	G69	G76
第 六 種 事 業 (不動産業) ⑲	(付表5-2の⑲X欄の金額) G56	G63	G70	G77

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表5-2を作成してから当該付表を作成する。

3 課税売上げにつき返品を受け又は値引き・割引をした金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑲欄には売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記載する。



(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

控 除 対 象 仕 入 税 額 の 計 算 式 区 分		旧税率分小計 X		税率6.24%適用分 D		税率7.8%適用分 E		合計 F (X + D + E)	
		(付表5-2の㉔X欄の金額) 円		円		円		円	
④ × みなし仕入率 ⑭ × 90% + ⑮ × 80% + ⑯ × 70% + ⑰ × 60% + ⑱ × 50% + ㉑ × 40% ⑬		㉒	G01	G02	G03	G04			

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で75%以上

控 除 対 象 仕 入 税 額 の 計 算 式 区 分					旧税率分小計 X		税率6.24%適用分 D		税率7.8%適用分 E		合計 F (X + D + E)		
					(付表5-2の②X欄の金額) 円		円		円		円		
⑦F / ⑥F・⑧F / ⑥F ⑨F / ⑥F・⑩F / ⑥F ⑪F / ⑥F・⑫F / ⑥F ≥75%					④ × みなし仕入率		②①						
1:90%、2:80% 3:70%、4:60% → 5:50%、6:40%		G05		G06	G07	G08		G09					

(ロ) 2種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分			旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
第一種事業及び第二種事業 (⑦ F + ⑧ F) / ⑥ F ≧ 75%	④ × $\frac{⑭ \times 90\% + (⑬ - ⑭) \times 80\%}{⑬}$	㉒	(付表5-2の㉔X欄の金額) 円 G10	円 G25	円 G40	円 G55
第一種事業及び第三種事業 (⑦ F + ⑨ F) / ⑥ F ≧ 75%	④ × $\frac{⑭ \times 90\% + (⑬ - ⑭) \times 70\%}{⑬}$	㉓	(付表5-2の㉔X欄の金額) G11	G26	G41	G56
第一種事業及び第四種事業 (⑦ F + ⑩ F) / ⑥ F ≧ 75%	④ × $\frac{⑭ \times 90\% + (⑬ - ⑭) \times 60\%}{⑬}$	㉔	(付表5-2の㉔X欄の金額) G12	G27	G42	G57
第一種事業及び第五種事業 (⑦ F + ⑪ F) / ⑥ F ≧ 75%	④ × $\frac{⑭ \times 90\% + (⑬ - ⑭) \times 50\%}{⑬}$	㉕	(付表5-2の㉔X欄の金額) G13	G28	G43	G58
第一種事業及び第六種事業 (⑦ F + ⑫ F) / ⑥ F ≧ 75%	④ × $\frac{⑭ \times 90\% + (⑬ - ⑭) \times 40\%}{⑬}$	㉖	(付表5-2の㉔X欄の金額) G14	G29	G44	G59
第二種事業及び第三種事業 (⑧ F + ⑨ F) / ⑥ F ≧ 75%	④ × $\frac{⑮ \times 80\% + (⑬ - ⑮) \times 70\%}{⑬}$	㉗	(付表5-2の㉔X欄の金額) G15	G30	G45	G60
第二種事業及び第四種事業 (⑧ F + ⑩ F) / ⑥ F ≧ 75%	④ × $\frac{⑮ \times 80\% + (⑬ - ⑮) \times 60\%}{⑬}$	㉘	(付表5-2の㉔X欄の金額) G16	G31	G46	G61
第二種事業及び第五種事業 (⑧ F + ⑪ F) / ⑥ F ≧ 75%	④ × $\frac{⑮ \times 80\% + (⑬ - ⑮) \times 50\%}{⑬}$	㉙	(付表5-2の㉔X欄の金額) G17	G32	G47	G62
第二種事業及び第六種事業 (⑧ F + ⑫ F) / ⑥ F ≧ 75%	④ × $\frac{⑮ \times 80\% + (⑬ - ⑮) \times 40\%}{⑬}$	㉚	(付表5-2の㉔X欄の金額) G18	G33	G48	G63
第三種事業及び第四種事業 (⑨ F + ⑩ F) / ⑥ F ≧ 75%	④ × $\frac{⑯ \times 70\% + (⑬ - ⑯) \times 60\%}{⑬}$	㉛	(付表5-2の㉔X欄の金額) G19	G34	G49	G64
第三種事業及び第五種事業 (⑨ F + ⑪ F) / ⑥ F ≧ 75%	④ × $\frac{⑯ \times 70\% + (⑬ - ⑯) \times 50\%}{⑬}$	㉜	(付表5-2の㉔X欄の金額) G20	G35	G50	G65
第三種事業及び第六種事業 (⑨ F + ⑫ F) / ⑥ F ≧ 75%	④ × $\frac{⑯ \times 70\% + (⑬ - ⑯) \times 40\%}{⑬}$	㉝	(付表5-2の㉔X欄の金額) G21	G36	G51	G66
第四種事業及び第五種事業 (⑩ F + ⑪ F) / ⑥ F ≧ 75%	④ × $\frac{⑰ \times 60\% + (⑬ - ⑰) \times 50\%}{⑬}$	㉞	(付表5-2の㉔X欄の金額) G22	G37	G52	G67
第四種事業及び第六種事業 (⑩ F + ⑫ F) / ⑥ F ≧ 75%	④ × $\frac{⑰ \times 60\% + (⑬ - ⑰) \times 40\%}{⑬}$	㉟	(付表5-2の㉔X欄の金額) G23	G38	G53	G68
第五種事業及び第六種事業 (⑪ F + ⑫ F) / ⑥ F ≧ 75%	④ × $\frac{⑱ \times 50\% + (⑬ - ⑱) \times 40\%}{⑬}$	㊱	(付表5-2の㉔X欄の金額) G24	G39	G54	G69

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

項 目		旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
		(付表5-2の㉔X欄の金額) 円	※付表4-1の㉔D欄へ 円	※付表4-1の㉔E欄へ 円	円
選 択 可 能 な 計 算 式 区 分 (㉒ ～ ㊱) の 内 か ら 選 択 し た 金 額	㉟	G70	G71	G72	G73

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表5-2を作成してから当該付表を作成する。

付表5-3 控除対象仕入税額等の計算表

簡易



課税期間	元号	年	月	日	～	元号	年	月	日	氏名又は名称	F04
N01						N02					

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

項 目		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)	
課税標準額に 対する消費税額 ①	(付表4-3の②A欄の金額) 円	(付表4-3の②B欄の金額) 円			
	G01	G05	G09		
貸倒回収税に 係る消費税額 ②	(付表4-3の③A欄の金額)	(付表4-3の③B欄の金額)	G10		
	G02	G06			
売上対価の返還等 に係る消費税額 ③	(付表4-3の⑤A欄の金額)	(付表4-3の⑤B欄の金額)	G11		
	G03	G07			
控除対象仕入税額の計算 の基礎となる消費税額 (① + ② - ③)	④ G04	G08	G12		

II 1種類の事業者の場合の控除対象仕入税額

項 目		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)	
④ × みなし 仕入率	G13	1:90%、2:80% ← 3:70%、4:60% 5:50%、6:40%	⑤		
	G14		G15	G16	

III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

項 目		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)	
事業区分別の合計額 ⑥		円	円	円	売上 割合
	G17	G24	G31		%
第 一 種 事 業 (卸売業)	⑦ G18	G25		※第一表「事業区分」欄へ	C01
第 二 種 事 業 (小売業等)	⑧ G19	G26	※ "		C02
第 三 種 事 業 (製造業等)	⑨ G20	G27	※ "		C03
第 四 種 事 業 (その他)	⑩ G21	G28	※ "		C04
第 五 種 事 業 (サービス業等)	⑪ G22	G29	※ "		C05
第 六 種 事 業 (不動産業)	⑫ G23	G30	※ "		C06

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項 目		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)	
事業区分別の合計額 ⑬		円	円	円	
	G38	G45	G52		
第 一 種 事 業 (卸売業)	⑭ G39	G46	G53		
第 二 種 事 業 (小売業等)	⑮ G40	G47	G54		
第 三 種 事 業 (製造業等)	⑯ G41	G48	G55		
第 四 種 事 業 (その他)	⑰ G42	G49	G56		
第 五 種 事 業 (サービス業等)	⑱ G43	G50	G57		
第 六 種 事 業 (不動産業)	⑲ G44	G51	G58		

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 課税売上げにつき返品を受け又は値引き・割戻しをした金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑫欄には売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記載する。



(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

控 除 対 象 仕 入 税 額 の 計 算 式 区 分		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)	
$\left(\frac{\textcircled{4} \times \text{みなし仕入率}}{\textcircled{13}} \right)$ $\left(\frac{\textcircled{14} \times 90\% + \textcircled{15} \times 80\% + \textcircled{16} \times 70\% + \textcircled{17} \times 60\% + \textcircled{18} \times 50\% + \textcircled{19} \times 40\%}{\textcircled{13}} \right)$		円	円	円	
②		G01	G02	G03	

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で75%以上

控 除 対 象 仕 入 税 額 の 計 算 式 区 分		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)	
$\left(\frac{\textcircled{7C} / \textcircled{6C} \cdot \textcircled{8C} / \textcircled{6C}}{\textcircled{9C} / \textcircled{6C} \cdot \textcircled{10C} / \textcircled{6C}} \geq 75\% \right)$ $\left(\frac{\textcircled{11C} / \textcircled{6C} \cdot \textcircled{12C} / \textcircled{6C}}{\textcircled{13}} \right)$		円	円	円	
$\textcircled{4} \times \text{みなし仕入率}$ $1: 90\%, 2: 80\%, 3: 70\%$ $4: 60\%, 5: 50\%, 6: 40\%$		G05	G06	G07	

(ロ) 2種類の事業で75%以上

控 除 対 象 仕 入 税 額 の 計 算 式 区 分		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)	
第一種事業及び第二種事業 $(\textcircled{7C} + \textcircled{8C}) / \textcircled{6C} \geq 75\%$		円	円	円	
$\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{14} \times 90\% + (\textcircled{13} - \textcircled{14}) \times 80\%}{\textcircled{13}}$		G08	G23	G38	
第一種事業及び第三種事業 $(\textcircled{7C} + \textcircled{9C}) / \textcircled{6C} \geq 75\%$		G09	G24	G39	
$\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{14} \times 90\% + (\textcircled{13} - \textcircled{14}) \times 70\%}{\textcircled{13}}$		G10	G25	G40	
第一種事業及び第四種事業 $(\textcircled{7C} + \textcircled{10C}) / \textcircled{6C} \geq 75\%$		G11	G26	G41	
$\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{14} \times 90\% + (\textcircled{13} - \textcircled{14}) \times 60\%}{\textcircled{13}}$		G12	G27	G42	
第一種事業及び第五種事業 $(\textcircled{7C} + \textcircled{11C}) / \textcircled{6C} \geq 75\%$		G13	G28	G43	
$\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{14} \times 90\% + (\textcircled{13} - \textcircled{14}) \times 50\%}{\textcircled{13}}$		G14	G29	G44	
第一種事業及び第六種事業 $(\textcircled{7C} + \textcircled{12C}) / \textcircled{6C} \geq 75\%$		G15	G30	G45	
$\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{14} \times 90\% + (\textcircled{13} - \textcircled{14}) \times 40\%}{\textcircled{13}}$		G16	G31	G46	
第二種事業及び第三種事業 $(\textcircled{8C} + \textcircled{9C}) / \textcircled{6C} \geq 75\%$		G17	G32	G47	
$\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{15} \times 80\% + (\textcircled{13} - \textcircled{15}) \times 70\%}{\textcircled{13}}$		G18	G33	G48	
第二種事業及び第四種事業 $(\textcircled{8C} + \textcircled{10C}) / \textcircled{6C} \geq 75\%$		G19	G34	G49	
$\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{15} \times 80\% + (\textcircled{13} - \textcircled{15}) \times 60\%}{\textcircled{13}}$		G20	G35	G50	
第二種事業及び第五種事業 $(\textcircled{8C} + \textcircled{11C}) / \textcircled{6C} \geq 75\%$		G21	G36	G51	
$\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{15} \times 80\% + (\textcircled{13} - \textcircled{15}) \times 50\%}{\textcircled{13}}$		G22	G37	G52	
第二種事業及び第六種事業 $(\textcircled{8C} + \textcircled{12C}) / \textcircled{6C} \geq 75\%$					
$\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{15} \times 80\% + (\textcircled{13} - \textcircled{15}) \times 40\%}{\textcircled{13}}$					
第三種事業及び第四種事業 $(\textcircled{9C} + \textcircled{10C}) / \textcircled{6C} \geq 75\%$					
$\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{16} \times 70\% + (\textcircled{13} - \textcircled{16}) \times 60\%}{\textcircled{13}}$					
第三種事業及び第五種事業 $(\textcircled{9C} + \textcircled{11C}) / \textcircled{6C} \geq 75\%$					
$\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{16} \times 70\% + (\textcircled{13} - \textcircled{16}) \times 50\%}{\textcircled{13}}$					
第三種事業及び第六種事業 $(\textcircled{9C} + \textcircled{12C}) / \textcircled{6C} \geq 75\%$					
$\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{16} \times 70\% + (\textcircled{13} - \textcircled{16}) \times 40\%}{\textcircled{13}}$					
第四種事業及び第五種事業 $(\textcircled{10C} + \textcircled{11C}) / \textcircled{6C} \geq 75\%$					
$\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{17} \times 60\% + (\textcircled{13} - \textcircled{17}) \times 50\%}{\textcircled{13}}$					
第四種事業及び第六種事業 $(\textcircled{10C} + \textcircled{12C}) / \textcircled{6C} \geq 75\%$					
$\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{17} \times 60\% + (\textcircled{13} - \textcircled{17}) \times 40\%}{\textcircled{13}}$					
第五種事業及び第六種事業 $(\textcircled{11C} + \textcircled{12C}) / \textcircled{6C} \geq 75\%$					
$\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{18} \times 50\% + (\textcircled{13} - \textcircled{18}) \times 40\%}{\textcircled{13}}$					

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

項 目		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)	
選 択 可 能 な 計 算 式 区 分 (② ~ ③⑥)		※付表4-3の④A欄へ	※付表4-3の④B欄へ	円	
の 内 か ら 選 択 し た 金 額		G53	G54	G55	

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

(2/2)

(R9.4.1以後終了課税期間用)

付表6

税率別消費税額計算表

特別

[小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置を適用する課税期間用]

課税 期間		元号	年	月	日			元号	年	月	日	氏名又は 名称	F04	
	N01					～	N02							



I 課税標準額に対する消費税額及び控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

区 分		税 率 0.78 % 適 用 分 Y	税 率 6.24 % 適 用 分 A	税 率 7.8 % 適 用 分 B	合 計 C (Y+A+B)
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 ①		※第二表の⑤欄へ 円	※第二表の⑥欄へ 円	※第二表の⑦欄へ 円	※第二表の⑧欄へ 円
		G25	G01	G09	G17
課 税 標 準 額 ②		①Y欄(千円未満切捨て)	①A欄(千円未満切捨て)	①B欄(千円未満切捨て)	※第二表の①欄へ
		G26	G02	G10	G18
課 税 標 準 額 に 対 する 消 費 税 額 ③		(②Y欄×0.78/100) ※第二表の⑯欄へ	(②A欄×6.24/100) ※第二表の⑰欄へ	(②B欄×7.8/100) ※第二表の⑱欄へ	※第二表の⑫欄へ
		G27	G03	G11	G19
貸倒回収に係る消費税額 ④		G28	G04	G12	※第一表の③欄へ G20
売 上 対 価 の 返 還 等 に 係 る 消 費 税 額 ⑤		G29	G05	G13	※第二表の⑲、⑳欄へ G21
控除対象仕入税額の計算 の 基 礎 と な る 消 費 税 額 (③ + ④ - ⑤) ⑥		G30	G06	G14	G22

II 控除対象仕入税額とみなされる特別控除税額

項 目		税 率 0.78 % 適 用 分 Y	税 率 6.24 % 適 用 分 A	税 率 7.8 % 適 用 分 B	合 計 C (Y+A+B)
特 別 控 除 税 額 ⑦		(⑥Y欄の金額)	(⑥A欄×80%)	(⑥B欄×80%)	※第一表の④欄へ
		G31	G07	G15	G23

III 貸倒れに係る税額

項 目		税 率 0.78 % 適 用 分 Y	税 率 6.24 % 適 用 分 A	税 率 7.8 % 適 用 分 B	合 計 C (Y+A+B)
貸 倒 れ に 係 る 税 額 ⑧		G32	G08	G16	※第一表の⑥欄へ G24

付表6 税率別消費税額計算表

〔小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置を適用する課税期間用〕

特 別



課税 期間		元号	年	月	日			元号	年	月	日	氏名	F04	
	N01					～	N02							

I 課税標準額に対する消費税額及び控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

区 分		税 率 0.78 % 適 用 分 Y		税 率 6.24 % 適 用 分 A		税 率 7.8 % 適 用 分 B		合 計 C (Y+A+B)	
		※第二表の⑤欄へ		円 ※第二表の⑥欄へ		円 ※第二表の⑦欄へ		円 ※第二表の⑧欄へ	
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額	①	G25		G01		G09		G17	
課 税 標 準 額	②	①Y欄(千円未満切捨て)		①A欄(千円未満切捨て)		①B欄(千円未満切捨て)		※第二表の①欄へ	
		G26	000	G02	000	G10	000	G18	000
課 税 標 準 額 に 対 する 消 費 税 額	③	{(②Y欄×0.78/100)} ※第二表の⑯欄へ		{(②A欄×6.24/100)} ※第二表の⑰欄へ		{(②B欄×7.8/100)} ※第二表の⑱欄へ		※第二表の⑫欄へ	
		G27		G03		G11		G19	
貸倒回収に係る消費税額	④							※第一表の③欄へ	
		G28		G04		G12		G20	
売 上 対 価 の 返 還 等 に 係 る 消 費 税 額	⑤							※第二表の⑲、⑳欄へ	
		G29		G05		G13		G21	
控除対象仕入税額の計算 の 基 礎 と な る 消 費 税 額 (③ + ④ - ⑤)	⑥								
		G30		G06		G14		G22	

II 控除対象仕入税額とみなされる特別控除税額

項 目		税 率 0.78 % 適 用 分 Y		税 率 6.24 % 適 用 分 A		税 率 7.8 % 適 用 分 B		合 計 C (Y+A+B)	
		⑥Y欄の金額		⑥A欄×70%		⑥B欄×70%		※第一表の④欄へ	
特 別 控 除 税 額	⑦	G31		G07		G15		G23	

III 貸倒れに係る税額

項 目		税 率 0.78 % 適 用 分 Y		税 率 6.24 % 適 用 分 A		税 率 7.8 % 適 用 分 B		合 計 C (Y+A+B)	
								※第一表の⑥欄へ	
貸 倒 れ に 係 る 税 額	⑧	G32		G08		G16		G24	

課税取引金額計算表



(令和 年分)

(事業所得用)

科目		決算額 A	Aのうち課税取引に ならないもの(※1) B	課税取引金額 (A-B) C	うち0.78%適用分 X	Y	うち軽減税率 6.24%適用分 D	E	うち標準税率 7.8%適用分 F	G
売上(収入)金額 (雑収入を含む)	①	円	円	円	円	円	円	円	円	円
科目		決算額 A	Aのうち課税取引に ならないもの(※1) B	課税取引金額 (A-B) C	うち0.78%適用分 課税仕入高 X		うち軽減税率6.24%適用分 課税仕入高 D		うち標準税率7.8%適用分 課税仕入高 F	
					Y	Y	E	E	G	G
売上 原価	期首商品棚卸高	②								
	仕入金額	③								
	小計	④								
	期末商品棚卸高	⑤								
差引	差引原価	⑥								
	差引金額	⑦								
	租税公課	⑧								
	荷造運賃	⑨								
経費	水道光熱費	⑩								
	旅費交通費	⑪								
	通信費	⑫								
	広告宣伝費	⑬								
	接待交際費	⑭								
	損害保険料	⑮								
	修繕費	⑯								
	消耗品費	⑰								
	減価償却費	⑱								
	福利厚生費	⑲								
	給料賃金	⑳								
	外注工賃	㉑								
費	利子割引料	㉒								
	地代家賃	㉓								
	貸倒金	㉔								
		㉕								
		㉖								
		㉗								
		㉘								
		㉙								
		㉚								
	雑費	㉛								
	計	㉜								
	差引金額	㉝								
(3)+(32)		(34)								
(Y欄・E欄・G欄)の経過措置について、 適用される割合が複数となる 令和10年、12年、13年分のみ使用		免税事業者等からの課税仕入に係る経過 措置の適用を受ける課税仕入高(35Y・35E・35G)		1月1日～9月30日分	(35)					
				10月1日～12月31日分	(36)					

太枠の箇所は課税売上高計算表及び課税仕入高計算表へ転記します。

※1 B欄には、非課税取引、輸出取引等、不課税取引を記入します。また、売上原価・経費に特定課税仕入に係る支払対価の額が含まれている場合には、その金額もB欄に記入します。

※2 斜線がある欄は、一般的な取引において該当しない項目です。

※3 令和10年、12年、13年に免税事業者等からの課税仕入に係る経過措置の適用を受ける課税仕入高がある方は、表ハ「課税仕入高計算表」(1)①欄の上段に35Y、35E、35G欄の金額を、下段に36Y、36E、36G欄の金額を転記します。



(令和 年分)

(農業所得用)

科目		決算額 A	Aのうち課税取引に ならないもの(※1) B	課税取引金額 (A-B) C	うち0.78%適用分 X	Y	うち軽減税率 6.24%適用分 D	E	うち標準税率 7.8%適用分 F	G	
収入金額	販売金額①	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	家事消費金額②										
	事業消費金額③										
	雑収入④										
	未成熟果樹収入⑤										
	小計⑥										
	農作物の期首⑦										
棚卸高期末⑧											
計⑨											
科目		決算額 A	Aのうち課税取引に ならないもの(※1) B	課税取引金額 (A-B) C	うち0.78%適用分 課税仕入高 X	Y	うち軽減税率6.24%適用分 課税仕入高 D	E	うち標準税率7.8%適用分 課税仕入高 F	G	
経費	租税公課⑩										
	種苗費⑪										
	素畜費⑫										
	肥料費⑬										
	飼料費⑭										
	農具費⑮										
	農薬・衛生費⑯										
	諸材料費⑰										
	修繕費⑱										
	動力光熱費⑲										
	作業用衣料費⑳										
	農業共済掛金㉑										
	減価償却費㉒										
	荷造運賃手数料㉓										
	雇人費㉔										
	利子割引料㉕										
	地代・賃借料㉖										
	土地改良費㉗										
	貸倒金㉘										
	計㉙										
	雑費①										
	小計②										
	農産物以外の期首③										
	の棚卸高期末④										
	経費から差し引く果樹 牛馬等の育成費用⑤										
	計⑥										
差引金額⑦											
(Y欄・E欄・G欄)の経過措置について、 適用される割合が複数となる 令和10年、12年、13年分のみ使用		免税事業者等からの課税仕入れに係る経過 措置の適用を受ける課税仕入高(③Y・④E・⑤G)		1月1日～9月30日分⑦							
				10月1日～12月31日分⑧							

※1 B欄には、非課税取引、輸出取引等、不課税取引を記入します。また、経費に特定課税仕入れに係る支払対価の額が含まれている場合には、その金額もB欄に記入します。

※2 斜線がある欄は、一般的な取引において該当しない項目です。

※3 令和10年、12年、13年に免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入高がある方は、表ハ「課税仕入高計算表」(1)②欄の上段に③Y、④E、⑤G欄の金額を、下段に③Y、④E、⑤G欄の金額を転記します。

太枠の箇所は課税売上高計算表及び課税仕入高計算表へ転記します。



課税取引金額計算表

(令和 年分)

(不動産所得用)

科目			決算額 A	Aのうち課税取引に ならないもの(※1) B	課税取引金額 (A-B) C	うち0.78%適用分 X	Y	うち軽減税率 6.24%適用分 D	E	うち標準税率 7.8%適用分 F	G
収入金額	賃貸料	①	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	礼金・権利金 更新料	②									
		③									
	計	④									

科目			決算額 A	Aのうち課税取引に ならないもの(※1) B	課税取引金額 (A-B) C	うち0.78%適用分 課税仕入高 X	Y 免税事業者等からの課税仕入れに係る 経過措置の適用を受ける課税仕入高	うち軽減税率6.24%適用分 課税仕入高 D	E 免税事業者等からの課税仕入れに係る 経過措置の適用を受ける課税仕入高	うち標準税率7.8%適用分 課税仕入高 F	G 免税事業者等からの課税仕入れに係る 経過措置の適用を受ける課税仕入高
経費	租税公課	⑤									
	損害保険料	⑥									
	修繕費	⑦									
	減価償却費	⑧									
	借入金利子	⑨									
	地代家賃	⑩									
	給料賃金	⑪									
		⑫									
	その他の経費	⑬									
計	⑭										
差引金額			⑮								

(Y欄・E欄・G欄)の経過措置について、 適用される割合が複数となる 令和10年、12年、13年分のみ使用	免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入高 (⑭Y・⑭E・⑭G)	1月1日～9月30日分	⑮						
		10月1日～12月31日分	⑮						

※1 B欄には、非課税取引、輸出取引等、不課税取引を記入します。また、経費に特定課税仕入れに係る支払対価の額が含まれている場合には、その金額もB欄に記入します。

※2 斜線がある欄は、一般的な取引において該当しない項目です。

※3 令和10年、12年、13年に免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入高がある方は、表ハ「課税仕入高計算表」(2)③欄の上段に⑮Y、⑮E、⑮G欄の金額を、下段に⑮Y、⑮E、⑮G欄の金額を転記します。

太枠の箇所は課税売上高計算表及び課税仕入高計算表へ転記します。



課 税 売 上 高 計 算 表

(令和 年分)

(1) 事業所得に係る課税売上高	金 額	うち0.78%適用分	うち軽減税率 6.24%適用分	うち標準税率 7.8%適用分
営業等課税売上高	① 表イー1の①C欄の金額 円	表イー1の①X欄の金額 円	表イー1の①D欄の金額 円	表イー1の①F欄の金額 円
農業課税売上高	② 表イー2の④C欄の金額	表イー2の④X欄の金額	表イー2の④D欄の金額	表イー2の④F欄の金額
(2) 不動産所得に係る課税売上高	金 額	うち0.78%適用分	うち軽減税率 6.24%適用分	うち標準税率 7.8%適用分
課税売上高	③ 表イー3の④C欄の金額	表イー3の④X欄の金額	表イー3の④D欄の金額	表イー3の④F欄の金額
(3) () 所得に係る 課税売上高	金 額	うち0.78%適用分	うち軽減税率 6.24%適用分	うち標準税率 7.8%適用分
損益計算書の収入金額	④			
④のうち、課税売上げにならないもの	⑤			
差引課税売上高 (④－⑤)	⑥			
(4) 業務用資産の譲渡所得に係る 課税売上高	金 額	うち0.78%適用分	うち軽減税率 6.24%適用分	うち標準税率 7.8%適用分
業務用固定資産等の譲渡収入金額	⑦			
⑦のうち、課税売上げにならないもの	⑧			
差引課税売上高 (⑦－⑧)	⑨			

(5) 課税売上高の合計額 (① + ② + ③ + ⑥ + ⑨)	⑩			
--	---	--	--	--

(6) 課税資産の譲渡等の対価の額の計算				
円×100/101 税抜経理方式によっている場合、⑩0.78%適用分欄の金額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。	⑪	(1円未満の端数切捨て) (一般用)付表1－3の①－1 Y欄へ (簡易課税用)付表4－3の①－1 Y欄へ (特別用)付表6の① Y欄へ		
円×100/108 税抜経理方式によっている場合、⑩軽減税率6.24%適用分欄の金額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。	⑫	(1円未満の端数切捨て) (一般用)付表1－3の①－1 A欄へ (簡易課税用)付表4－3の①－1 A欄へ (特別用)付表6の① A欄へ		
円×100/110 税抜経理方式によっている場合、⑩標準税率7.8%適用分欄の金額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。	⑬	(1円未満の端数切捨て) (一般用)付表1－3の①－1 B欄へ (簡易課税用)付表4－3の①－1 B欄へ (特別用)付表6の① B欄へ		



課税仕入高計算表

(令和 年分)

(1) 事業所得に係る課税仕入高	金額	うち0.78%適用分		うち軽減税率6.24%適用分		うち標準税率7.8%適用分	
		課税仕入高	免税事業者等からの課税仕入に係る経過措置の適用を受ける課税仕入高※	課税仕入高	免税事業者等からの課税仕入に係る経過措置の適用を受ける課税仕入高※	課税仕入高	免税事業者等からの課税仕入に係る経過措置の適用を受ける課税仕入高※
営業等課税仕入高	①	表イ-1の④C欄の金額	表イ-1の④X欄の金額	表イ-1の④D欄の金額	表イ-1の④E欄の金額	表イ-1の④F欄の金額	表イ-1の④G欄の金額
農業課税仕入高	②	表イ-2の④C欄の金額	表イ-2の④X欄の金額	表イ-2の④D欄の金額	表イ-2の④E欄の金額	表イ-2の④F欄の金額	表イ-2の④G欄の金額

(2) 不動産所得に係る課税仕入高	金額	うち0.78%適用分		うち軽減税率6.24%適用分		うち標準税率7.8%適用分	
		課税仕入高	免税事業者等からの課税仕入に係る経過措置の適用を受ける課税仕入高※	課税仕入高	免税事業者等からの課税仕入に係る経過措置の適用を受ける課税仕入高※	課税仕入高	免税事業者等からの課税仕入に係る経過措置の適用を受ける課税仕入高※
課税仕入高	③	表イ-3の④C欄の金額	表イ-3の④X欄の金額	表イ-3の④D欄の金額	表イ-3の④E欄の金額	表イ-3の④F欄の金額	表イ-3の④G欄の金額

(3) () 所得に係る課税仕入高	金額	うち0.78%適用分		うち軽減税率6.24%適用分		うち標準税率7.8%適用分	
		課税仕入高	免税事業者等からの課税仕入に係る経過措置の適用を受ける課税仕入高※	課税仕入高	免税事業者等からの課税仕入に係る経過措置の適用を受ける課税仕入高※	課税仕入高	免税事業者等からの課税仕入に係る経過措置の適用を受ける課税仕入高※
損益計算書の仕入金額と経費の金額の合計額	④						
④のうち、課税仕入にしないもの	⑤						
差引課税仕入高 (④-⑤)	⑥						

(4) 業務用資産の取得に係る課税仕入高	金額	うち0.78%適用分		うち軽減税率6.24%適用分		うち標準税率7.8%適用分	
		課税仕入高	免税事業者等からの課税仕入に係る経過措置の適用を受ける課税仕入高※	課税仕入高	免税事業者等からの課税仕入に係る経過措置の適用を受ける課税仕入高※	課税仕入高	免税事業者等からの課税仕入に係る経過措置の適用を受ける課税仕入高※
業務用固定資産等の取得費	⑦						
⑦のうち、課税仕入にしないもの	⑧						
差引課税仕入高 (⑦-⑧)	⑨						

(5) 課税仕入高の合計額 (① + ② + ③ + ⑥ + ⑨)	⑩	付表2-3の④Y欄へ	付表2-3の④Y欄へ	付表2-3の④A欄へ	付表2-3の④A欄へ	付表2-3の④B欄へ	付表2-3の④B欄へ
--------------------------------------	---	------------	------------	------------	------------	------------	------------

(6) 課税仕入に係る消費税額の計算			
円×0.78/101 税抜経理方式によっている場合、⑩0.78%適用分欄の金額に輸入取引以外の取引に係る仮払消費税等の金額を加算して計算します。	⑪ (1円未満の端数切捨て) 付表2-3の④Y欄へ	+	円×0.78/101×__%※ 円×0.78/101×__% 税抜経理方式によっている場合、⑩0.78%適用分欄の金額に輸入取引以外の取引に係る仮払消費税等の金額を加算して計算します。
円×6.24/108 税抜経理方式によっている場合、⑩軽減税率6.24%適用分欄の金額に輸入取引以外の取引に係る仮払消費税等の金額を加算して計算します。	⑫ (1円未満の端数切捨て) 付表2-3の④A欄へ	+	円×6.24/108×__%※ 円×6.24/108×__% 税抜経理方式によっている場合、⑩軽減税率6.24%適用分欄の金額に輸入取引以外の取引に係る仮払消費税等の金額を加算して計算します。
円×7.8/110 税抜経理方式によっている場合、⑩標準税率7.8%適用分欄の金額に輸入取引以外の取引に係る仮払消費税等の金額を加算して計算します。	⑬ (1円未満の端数切捨て) 付表2-3の④B欄へ	+	円×7.8/110×__%※ 円×7.8/110×__% 税抜経理方式によっている場合、⑩標準税率7.8%適用分欄の金額に輸入取引以外の取引に係る仮払消費税等の金額を加算して計算します。

※ 「免税事業者等からの課税仕入に係る経過措置の適用を受ける課税仕入高」及び「__%」(⑭・⑮・⑯)の欄は、その控除割合に応じて次のように記載します。

年分	免税事業者等からの課税仕入に係る経過措置の適用を受ける課税仕入高	「__」%(⑭・⑮・⑯欄)
令和9年分	上段 1月1日～9月30日までの課税仕入高	70%
令和10年分	上段 1月1日～9月30日までの課税仕入高	70%
令和10年分	下段 10月1日～12月31日までの課税仕入高	50%
令和11年分	上段 1月1日～12月31日までの課税仕入高	50%
令和11年分	下段 —	—

年分	免税事業者等からの課税仕入に係る経過措置の適用を受ける課税仕入高	「__」%(⑭・⑮・⑯欄)
令和12年分	上段 1月1日～9月30日までの課税仕入高	50%
令和12年分	下段 10月1日～12月31日までの課税仕入高	30%
令和13年分	上段 1月1日～9月30日までの課税仕入高	30%
令和13年分	下段 —	—